介護老人保健施設　久米川
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設 久米川（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和６年４月１日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額５０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。

但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず､本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができま

す。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を 1 か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合
④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
⑤ 利用者の病状・身体状態等が改善し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を終了できると判断された場合
⑥ １ヶ月を超える長期の入院や入所が見込まれる場合
⑦ サービス提供月に一度も利用がなかった場合
⑧ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑨ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者又及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙「利用者負担説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

（記録）

第６条　当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第８条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第９条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 10 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 11 条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 12 条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 13 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設　久米川　通所リハビリテーション　のご案内
「重要事項説明書」
（令和６年４月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設 久米川
・開設年月日　　令和１年 10 月１日
・所在地　　東京都東村山市本町 4-7-14
・電話番号　　042-313-0710　・ファックス番号　042-394-8297
・管理者名　　施設長　阿部真也
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（1352780017 号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設 久米川の運営方針］

理念：私たちは利用者の尊厳を守り、より良い介護と機能訓練を行い、居宅における生活への復帰を目指します。

ケア方針：①多職種からなるチームで、在宅復帰・認知症・看取りに対する個別ケアに取り組みます。
②生活の質を高めるケア・リハビリテーションを行います。
③地域との結びつきを大切にし、地域と一体になったケアを担っていきます。

（３）施設の職員体制（通所リハビリテーション）

	員　数	業務内容
・管理者	1	施設全般管理
・医　　師	1 以上	医療全般
・看護職員	1 以上	看護全般
・介護職員	1 以上	介護全般
・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 以上	リハビリテーション
・管理栄養士	0.2 以上	栄養管理・調理管理
・支援相談員	1 以上	支援相談
・事務職員	0.2 以上	事務管理

（４）通所定員　20 名

２．サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食　概ね 12 時～
③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護
⑥ リハビリテーション
⑦ 相談援助サービス
⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑩ 理美容サービス（原則月 1 回実施します。）
⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑫ 行政手続代行
⑬ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
・名　称　久米川病院
・住　所　東京都東村山市本町 4-7-14
・協力歯科医療機関
・名　称　吉田歯科クリニック
・住　所　東京都東村山市萩山町 4-12-30
・協力歯科医療機関
・名　称　パール歯科クリニック
・住　所　東京都東村山市栄町 1-6-8 中村ビル 1F
・協力歯科医療機関
・名　称　かわせ歯科医院
・住　所　東京都東村山市本町 1-23-4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　飲酒は施設が主催する行事等などで施設が許可した場合のみ可。喫煙は禁止する。
・　所持品・備品等の持ち込みは可。但し、量又は内容については制限する場合がある。
・　金銭・貴重品の管理は、原則利用者管理とする。
・　通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時以外、施設の許可をとる。
・　通所リハビリテーション予定日にお休みされる方は、利用日前日の 17 時までに連絡する。

5．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練　　年 3 回

6．禁止事項

・　飲酒は施設が主催する行事等などで施設が許可した以外禁止する。
・　喫煙は禁止する。
・　火気の取扱いは禁止する。
・　設備・備品の利用は許可のあるもの以外禁止する。
・　宗教活動は禁止する。
・　ペットの持ち込みは禁止する。
・　利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・　他利用者への迷惑行為は禁止する。

7．利用料のお支払いについて

・請求方法
月 1 回（1 日～末日）で計算し、翌月の 15 日までに請求書を発行します。
・お支払い方法
①窓口での支払い
②現金書留
③銀行振込
④口座振替
・お支払い期限
請求書を発行した月の月末までにお支払い下さい。
1 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合、利用解除・終了となりますのでお気をつけ下さい。

8．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

担当者　：日野（ひの）詩織・荒川（あらかわ）和穂・山本（やまもと）良広

電話番号：042-313-0710
受付時間：月曜日～土曜日の午前 9 時～午後 5 時
（日祝祭日・年末年始 12/30～1/3 を除く）
要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、東京都国民健康保険団体連合会においても「苦情相談窓口」を設置しております。
電話番号：03-6238-0177
受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土・日・祝祭日除く）

＜別紙２＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和６年４月１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の在宅生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

別紙「利用者負担説明書」参照

＜別紙３＞

利用者及びその家族の個人情報の利用目的

（令和７年４月１日現在）

介護老人保健施設久米川では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告、質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
　（サービス担当者会議等)、照会への回答
　－他の病院、診療所等との連携、照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明および不在時の緊急報告
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究
　－治療経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
　－虐待防止・離院防止など安全・防犯上のための防犯カメラによるモニタリング

〔学会・医学誌等への発表〕

－特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

－外部監査機関への情報提供

①上記のうち、他の医療機関などへの情報提供について同意しがたい項目がある場合には、その旨をお申し出ください。

②お申し出のないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせて頂きます。

③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更をすることができます。

介護老人保健施設通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書

介護老人保健施設 久米川の（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

介護老人保健施設　久米川
管理者　阿部真也　　殿

＜ 利 用 者 ＞
住　　所

電話番号

氏　　名

＜ 身元引受人① ＞
住　　所

電話番号

氏　　名

利用者との関係（　　）

＜身元引受人②＞
住　　所

電話番号

氏　　名

利用者との関係（　　）